

測量、建設コンサルタント等業務入札説明書

治山・林道事業に伴う測量、建設コンサルタント等業務に係る入札公告（測量・コンサルタント等業務）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日：平成24年3月28日

2 支出負担行為担当官等

支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作
熊本県熊本市京町本丁2番7号

3 業務概要

- (1) 業務名 治山実施設計業務（牛原河内山地区外5）
- (2) 業務場所 佐賀県鳥栖市 牛原河内山地内外
- (3) 業務内容 治山事業における溪間工10基、山腹工1箇所に係る測量設計業務
（詳細については閲覧図書等を参照）
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から平成24年6月20日まで
- (5) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：九州森林管理局 経理課 主計係

熊本県熊本市京町本丁2番7号

電話：050-3160-6625

・受付時間：午前9時00分～午後5時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

- (6) 電子入札システムで使用できるICカードは、平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。
- (7) 予定価格が1,000万円を超える場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する対象業務。
予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合は、業務品質確保の観点から九州森林管理局が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する対象業務。
- (8) 本業務は、平成24年度予算成立後に契約を締結する業務である。

4 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 九州森林管理局における測量・建設コンサルタント等業務に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けていること。）。
- (3) 建設コンサルタント登録規程に基づき森林土木部門の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 上記(2)の認定に係る資格確認通知書の業種区分「建設コンサルタント」がA等級、B等級またはC等級であること。
- (6) 九州森林管理局管内に本店又は支店（営業所を含む。）が所在すること。
- (7) 平成8年度以降に完了した同種業務の元請としての実績を有する者であること。
なお、同種業務とは、溪間工または山腹工の調査設計業務とする。
- (8) 森林管理局長等が発注した建設工事に係る調査・測量及び設計に係る請負業務で、過去2年間の期間（平成21年4月1日から平成23年3月31日まで）に完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、当該業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。
- (9) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できる者であること。
 - ① 管理技術者の資格
技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又は当該業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務の経験が通算2年以上ある者で、次の各号の何れかに該当するものとする。
 - ア 大学卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。
 - イ 専門学校卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。
 - ウ 高等学校卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者。
 - エ 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であつて、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。
 - オ R C C M（森林土木部門の登録に限る。）の資格を有する者。
 - ② 照査技術者の資格
管理技術者に準ずる。
 - ③ 管理技術者及び照査技術者の経験
平成8年度以降に完成した同種業務（上記(7)に同じ。）に、従事した実績を有する者であること。
なお、当該経験が森林管理局長等が発注した業務の経験で、業務成績評定点がある場合にあつては、評定点合計が60点未満のものを除く。
- (10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資

料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び上記(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

(2) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法・場所

① 電子入札システムによる提出の場合

(7) 提出期間：平成24年3月29日から平成24年4月11日までの土曜日、日曜日

及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前9時00分～午後5時00分までとする。(休日は除く。)但し、平成24年4月11日は午前9時00分～午後3時00分までとする。

(イ) 提出方法・場所

- a 電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式1)、「資料」(表紙1及び別記様式2、3)をそれぞれ添付し提出すること。
ただし、申請書及び資料の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、電送又は電子メール(電子メール送信容量は6MB以内とする。)(締切日時必着)で提出すること。郵送、電送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送、電送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送、電送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより、申請書及び資料として送信すること。

- (a) 郵送、電送又は電子メールする旨の表示
- (b) 郵送、電送又は電子メールする書類の目録
- (c) 郵送、電送又は電子メールする書類のページ数
- (d) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

- b 郵送、電送又は電子メールの場合の送付先は下記とする。

〒860-0081 熊本県熊本市京町本丁2番7号
九州森林管理局 総務部 経理課 主計係
電話 050-3160-6625
メールアドレス : E-mail : ky_keiri@rinya.maff.go.jp

(ウ) ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- a 一太郎Ver10以下
- b Microsoft Word (Word2000形式以下)
- c Microsoft Excel (Excel2000形式以下)
- d その他のアプリケーションPDFファイルAcrobat5以下
- e 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- f 圧縮ファイルLZH形式

② 紙入札方式による提出の場合

- (7) 受付期間 : 平成24年3月29日から平成24年4月11日までの午前9時00分～午後5時00分までとする。(休日は除く。)但し、平成24年4月11日は午前9時00分～午後3時00分までとする。

- (イ) 受付場所 : 〒860-0081 熊本県熊本市京町本丁2番7号
九州森林管理局 総務部 経理課 主計係

(3) 申請書及び資料は次に従い作成すること。

- ① 申請書は別記様式1により作成すること。
- ② 資料は別記様式2及び別記様式3により作成すること。

- ③ 別記様式3について、配置予定者を特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。
 - ④ 申請書及び資料に記載した事項を証明するための書面として、平成23・24年度に係る一般競争（指名競争）参加資格申請審査に係る「資格確認通知書」の写し、「建設コンサルタント登録証明書」の写し、本店又は支店（営業所含む）の所在が証明できる書面の写し、同種業務の実績が確認できる契約書等の写し、配置予定技術者の実務経歴の写し等を添付すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行う。
- (5) 入札参加資格の有無については、競争参加資格確認通知書を平成24年4月13日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、当該通知書において、その旨の理由を付して通知する。
- (6) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：平成24年4月24日午後5時00分まで
 - ② 提出場所：上記5(2)の①(イ)のbに同じ。
 - ③ 提出方法：電子メール又は書面の持参による。電子メールによる場合は、提出後、上記5(2)の①(イ)のbに提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが、郵送又は電送等によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求めた者に対し、平成24年4月26日までに、電子メール又は書面により回答する。

7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 受領期間：平成24年3月29日から平成24年4月20日まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。
 - ② 提出場所：上記5(2)の①(イ)のbに同じ。
 - ③ 提出方法：電子メール、書面の持参又は郵送による。電子メールによる場合は、提

出後、上記5(2)の①(イ)のbに提出した旨を電話で通知すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子メールにより質問した者については、電子メールにより回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

① 期間：平成24年4月25日から平成24年4月26日までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

② 場所：上記5(2)の①(イ)のbに同じ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年4月27日午前9時35分。

(2) 紙入札方式により持参する場合は、平成24年4月27日午前9時35分に締め切りし、九州森林管理局2階第1会議室において入札。

(3) 開札は、平成24年4月27日午前9時50分九州森林管理局2階第1会議室において行う。

(4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

9 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：納めないこととする。

(2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店は日本銀行熊本支店(代理店))。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店は日本銀行熊本支店(代理店))

② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁九州森林管理局) また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

11 業務費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電

子入札システムにより提出を求める。

業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

① 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法

業務費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

(イ) 郵送について

業務費内訳書が3MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、業務費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「業務費内訳書在中」と朱書し、中封筒に業務費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

a 郵送等する旨の表示

b 郵送等する書類の目録

c 郵送等する書類のページ数

d 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は上記5(2)の①(イ)のbに同じ。

(ウ) ファイル形式：電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記5(2)の①(ウ)と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

(2) 提出された業務費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った業務費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、当該業務費内訳書未提出業者の入札は無効とする。

1.2 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

1.3 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした

者のした入札及び入札説明書・入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、虚偽又はそれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札をした者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1.4 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者から、予決令第79条の規定について作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 予定価格が1千万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記1.5に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

1.5 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の工期延期は行わない。

1.6 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(5)について実施するものとする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施後に第三者による照査を受注者の負担において実施するものとする。また、受注者は、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。
- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐するものとする。
- (3) 配置予定技術者とは別に、以下の①から③までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種業務の実績」(記載様式)、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績の実績一覧」(自由様式)、増員担当技術者が保有するすべての資格一覧とその資格証等の写しを提出することとする。

その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- ① 配置予定管理技術者が有する業務実績件数以上の同種業務の実績を有する者
 - ② 配置予定管理技術者の保有しているすべての資格を有している者
 - ③ 増員担当技術者は、測量調査設計業務情報システム(TECRIS)に登録すること
- (4) 業務実施上必要となるすべての打合せに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者が出席するものとする。
- (5) 当該業務の不備により九州森林管理局に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書(別紙2)を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

17 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務において、品質確保の観点から九州森林管理局が定めた価格により、その価格を下回った場合は、「16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものとする。
- (2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。(落札者が決定したときは、遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(7日を目安として定める。))。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取り交わしをするものとする。)

19 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記5(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - ② 農林水産省電子入札ヘルプデスク
 - ③ 受付時間：9時から16時
 - ④ 電話：048-254-6031
 - ⑤ FAX：048-254-6041
 - ⑥ e-mail：help@maff-e-bic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札

の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

- (9) 治山事業調査等業務標準仕様書については、「治山林道必携(設計積算編)」を参照すること。

また、技術基準については、「治山技術基準(総則・山地治山編)」(平成21年10月発行)、「治山技術基準(地すべり編)」(平成15年5月発行)、「治山技術基準(防災林造成編)」(平成16年12月発行)、「治山技術基準(保安林整備編)」(平成12年7月)、「林道規定」(平成14年5月発行)、「林道技術基準・運用」(平成14年5月日発行)、「国有林治山事業全体計画作成等要領」(平成14年7月1日付け14 林国業第58号)、「治山流域別調査要領」(昭和55年4月1日付け55林野業第44号)、「森林土木木製構造物施工マニュアル」(平成23年6月発行)及びこれに関連する諸基準等を参照すること。

- (10) 治山技術基準の一部改定について

本業務は、治山技術基準の新基準にて設計すること。

- (11) 成果物の作成にあたっては、「環境物品等の調達に関する基本方針(平成21年2月閣議決定)」に適合した製品を使用すること。

なお、印刷用紙及び情報用紙については、「環境物品等の調達に関する基本方針(平成21年2月閣議決定)」に適合し、九州地方で流通している間伐材を利用した製品を使用すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙 2

支出負担行為担当官

局長 様

又は

分任支出負担行為担当官

局

署長 様

品質証明書

1 業務の名称

2 開 札 日 平成 年 月 日

上記業務の実施にあたり、成果品の品質確保を図り、責任を持って履行いたします。

また、当該業務の不履行により、発注者に損害を与えた場合は、当社の責任において損害を補填いたします。

なお、損害補填の期間は契約締結日の翌日から（※当該業務に係る工事が完了するまで、〇〇年間等）までといたします。

平成 年 月 日

住 所

商号及び名称 ○〇株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 (署名 押印)

(注) ※は、入札説明書等に記載されている損害補填期間を記入する。